

さいたま市長 7 月定例記者会見

平成 24 年 7 月 19 日（木曜日）

午後 1 時 30 分開会

- 進 行 定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。
それでは、記者クラブ幹事社の毎日新聞社さん、進行をよろしく願い
いたします。
- 毎日新聞 7 月の幹事社を務めます毎日新聞と申します。よろしく願いいたしま
す。
それでは、本日の記者会見内容について、市長から説明をお願いいたし
ます。
- 市 長 皆さん、こんにちは。梅雨が明けて、いきなり真夏の暑さがやってまい
りました。今度の日曜日、22 日が、いわゆる大暑で、1 年で最も暑い時
期でございます。改めて申し上げますが、熱中症にはくれぐれもご注意を
いただきたいと思います。

ところで、今回の記者会見から大型モニター画面を使って議題の説明を
させていただきます。以前のフリップに比べまして画面が大きくなり、カ
ラー表示もきれいです。細かい図や写真など非常に見やすくなってきたの
ではないかと思えます。だれにでもわかりやすい記者会見のために、上手
にこのモニター画面を活用していければと考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

市長発表

議題：さいたま市道路網計画（案）のパブリックコメントを実施します

では、議題に入ります。本日の議題は 1 件でございます。

「さいたま市道路網計画（案）のパブリックコメントを実施します」に
ついて説明をさせていただきます。

都市計画道路の見直しは、「しあわせ倍増プラン 2009」に「効率的な
道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します」
と位置づけております。平成 21 年度から検討を始め、平成 24 年度まで
には都市計画の手続を開始することを目標とさせていただいております。

取り組み状況といたしましては、平成 23 年 11 月に、持続可能なまち

づくりを実現する効率的な道路ネットワークを構築するための指針といたしまして、「道路網計画づくりの指針」を策定をいたしました。このたび、この指針に基づきまして、さいたま市道路網計画（案）を取りまとめをさせていただきます。

都市計画道路とはどういうものかということから少し説明をさせていただきます。都市計画法に基づきまして、位置、車線数、それから幅員、構造等を定めた道路でございます。都市計画道路の計画区域内では、将来、道路整備が円滑に進むように一定の建築行為が制限をされております。さいたま市の場合は、階数が3階以下、そして地階を有しないもの、そして木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など容易に移転、除却できるものというふうな整理がなされております。

また、都市計画道路は、街路事業や土地区画整理事業などによりまして整備を進めさせていただいております。

それでは、本市の都市計画道路の現状についてお話をさせていただきます。まず、本市の都市計画道路は、164路線、延長が約392キロメートルを計画して、決定をしているところでございます。その延長の約半分が未整備の状況でございます。整備率は、具体的に申し上げますと、平成23年度末の数字では約46%というのが整備率でございます。

そして、この図で赤の部分が、この部分ですね、これが未整備路線ということになります。さらにこの未整備のこういう赤い路線の8割が40年以上前に都市計画決定をされたまま未着手であるというのが現状でございます。

こうした都市計画道路の抱える課題に対応するために、3つの抜本的な見直しの考え方を整理をさせていただきました。

まず、1つ目はですね、本市の持続的な成長に資する道路の必要性と事業化のめどをですね、考慮して、新しい道路網計画というものを位置づけるということが1つであります。

そして、2つ目は、従来のように計画をされてから長期間工事が行われないうことがないように、財政計画と連動して、道路の計画、整備の時間管理をしていくということでもあります。

そして、3つ目が、道路計画、事業の透明性、公平性を確保するため、

市民参加を一層進めた、より開かれた計画づくりを進めていくという考え方のもとに見直しをしてみました。

そして、この道路網計画を策定するに当たりまして、個々の道路の評価を今回は行わせていただきました。対象とする路線は、都市計画道路だけでなく、高速道路、それから国道、県道、それから12メートル以上の市道につきましても評価の対象とさせていただきました。

まず、ステップの2のところを見ていただきたいんですけども、「道路の役割・機能からみた評価」は、一般的に用いられている指標でありますけれども、緊急輸送のためのネットワークの形成でありますとか、バスの移動性の向上といったことなどについて評価をさせていただいております。

それから、その前提となるステップ1のところでは、「都市構造からみた評価」という視点を取り入れさせていただいております。これは、一つには、将来の都市構造を実現する観点から、都市の骨格に資するネットワークの形成、それから拠点の形成、これらを実評価指標として設定をさせていただいたところでございます。この指標は、国土交通省の都市計画制度小委員会で先進事例ということで取り上げられるなど新しい取り組みとして評価をされたところでございます。

そして、このステップ3のところですね、望ましい道路網の検討では、このステップ1、2で抽出、また構築をしました道路網が将来交通量に耐え得るかをチェックし、さらに予定路線というものを抽出を行わせていただきました。この予定路線という考え方は本市独自の考え方でございまして、将来的に道路を整備する可能性がある場所を明示し、その道路の必要性や事業性が明確になった段階で、改めて都市計画決定の検討を行う路線ということで位置づけさせております。

こうして評価をさせていただいて、つくらせていただいたものがこの道路網計画の案でございまして、この地図にあらわさせていただいているものでございます。道路網の路線は、194路線、それから総延長が約511キロメートルということでございます。そして、目指すべき都市構造や土地の利用を踏まえまして、おおむね20年後、平成42年を見据えた計画というふうになっております。ただし、都市計画マスタープランの見直しの時期に合わせまして、おおむね5年ごとに、社会経済状況の変化、

それから道路交通状況等、さまざまな観点からこれらを見直しをしていくという形で進めさせていただく予定であります。

次にその道路網の内訳でございますけれども、道路網は、大きく都市計画道路、それから都市計画道路以外の道路、それから予定路線という、大きくはこの3つから構成をされております。道路網に位置づけられる都市計画道路は、157路線になりまして、延長は約347キロメートルでございます。それから、都市計画道路以外の道路につきましては、44路線、157キロメートルということでございます。そして、予定路線につきましては、2路線、延長6キロということでございまして、合わせて、194（路線）511路線（会見後訂正「キロメートル」）ということでございます。

ここからは、道路網計画策定後の次のステップ、現行の都市計画道路の見直しについてご説明をさせていただきたいと思っております。新たに策定する道路網計画と現在の都市計画道路を照合し、未整備の路線について分類をいたします。そして、道路網計画に位置づけのある路線は存続候補として、整備の実施や実現方策の検討などを行います。そして、位置づけのない路線につきましては、廃止候補または予定路線に分けて、廃止などの都市計画決定に取り組んでいくということでありまして、こここのところで類型化をしているところでですね。

そして、分類をしたのが、この図になります。この紫色からオレンジ色の類型からまでの5つの類型が、未着手の都市計画道路の取り扱いを分類したものになっています。このうち緑色と赤色が廃止候補の路線ということになっております。緑色は、都市計画を廃止をいたしますが、将来のリスクに対応するために、予定路線として道路網計画に位置づける路線でございます。具体的には、西区内の大谷場高木線、1路線約2キロメートル、これを位置づけてございます。

それから、赤色でございますけれども、これが廃止候補路線でございます。大間木丸ヶ崎線、それから南大通西線、大谷場領家線など25路線、総延長が約43キロメートルでございます。

そして、このオレンジ色の部分につきましては、予定路線として道路網計画に位置づけられているものでございまして、具体的にはこの路線でござ

ございますけども、いわゆる首都高のですね、高速埼玉東西連絡道路でございます。今現在、大宮（の）見沼が終点になっておりますが、これが延伸されて東北自動車道にぶつかるという、こういうラインです。

そして、今後の手続についてご説明をさせていただきます。道路網計画案に対するパブリックコメントを、明日の7月の20日から8月の20日までの約1カ月間実施をさせていただきます。そして、パブリックコメントの終了後、市民意見等を集計をいたしまして、それを反映した、さいたま市道路網計画を取りまとめをさせていただきます。それから、その後、先ほどの見直し手順に従いまして、この道路を分類し、廃止などの都市計画の手続に着手をしております。毎年おおむね6路線程度を対象として地元の説明会を行い、合意形成が図られた路線から都市計画を廃止する手続を進めていきたいと考えております。廃止候補が25路線を5年間かけて取り組んでいく予定でございます。

パブリックコメントにつきましては、直接持参のほか、郵送、ファクス、電子メールでも受け付けておりますので、賛成、反対それぞれの立場からいろんなご意見をお寄せをいただきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

- 毎日新聞 市長からのご説明について質問をお願いします。
- 市長 いかがでしょうか。よろしいですか。

幹事社質問

生活保護の不正受給問題について

瓦れき処理、新たな被災地・者支援について

- 毎日新聞 ないようでしたら、幹事社として代表質問をさせていただきます。質問はまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。

本日2点ありまして、1点目が、全国的に生活保護の不正受給が問題となっておりますが、さいたま市の防止の取り組みとしてどのようなものを挙げられますか。

あと、2点目ですが、瓦れき処理について、さいたま市のほうで受け入れを当面見合わせることを表明されましたが、その経緯について改めて市長のほうからご説明をいただきたいということと、また今後の被災地、そ

れから市内にも避難者の方まだいらっしゃるかと思いますが、その方々への支援としてどのようなことを考えていらっしゃるか、あわせてお聞かせください。

○ 市 長 それでは、幹事社からのご質問に順次お答えをしたいと思います。

まず最初に、生活保護不正受給についてのご質問からお答えをさせていただきます。生活保護の不正受給が年々増加している状況は、まことに遺憾なことだと考えております。生活保護は、国が最低生活を保障するという、極めて重要な制度であります。不正受給の増加は生活保護制度への信頼を損ないかねない、大変憂慮すべきことでもあります。

保護すべき人に対しては、適切に保護をしていく必要がございますが、一方で、不正受給については厳正に対応する必要があると考えております。

不正受給防止の取り組みとしては、まず第1に、生活保護受給者の生活実態を、家庭訪問等を通じまして適切に把握することが重要であると考えております。そのために、ケースワーカーの確保が不可欠ということで、昨年4月には32名のケースワーカーの増員を行いまして、また今年の4月には20名の増員をさせていただきまして、全市で154名のケースワーカーとなりまして、実施体制の確保に取り組んでいるところでございます。

そして、2番目として、毎年、福祉事務所に対する収入申告額と、課税の状況を照合してチェックをします、課税調査というものを行っております。収入額に開きがある場合には、さらに必要な調査を行って、不正受給が認められた場合は、法律に基づく費用の徴収を決定をいたしております。

なお、刑事告発につきましては、国や市の通知に基づき、各福祉事務所が個々に慎重に検討を行っておりますが、これまで告発を行った事例はございません。ただし、平成20年に暴力団に関する不正受給事例がございまして、不正があったことを示す上申書を警察のほうに提出をし、詐欺容疑で書類送検された事例がございました。

この生活保護の不正受給の問題に関して、先日、不正受給者を告発していないことをとらえて、私や職員が告発義務に違反しているなどとして、告発状が検察庁に提出されたというふうに聞いております。

これまで、不正受給を告発をしていないのは事実でありますけれども、

保護受給者の自立助長を援助する福祉事務所として、慎重に検討して対応しているものと考えております。生活保護の現場では、日々職員がさまざまな事例への対応に悩みながら取り組んでいる実情があることもご理解をいただければと思っております。

市の対応が違法なものとは考えておりませんが、今後悪質なものについては新たな基準を定め、告発を含めた対応を検討してまいりたいと考えております。

生活保護受給者に対しましては、制度を正しく理解をしてもらうために、収入申告の義務などの周知をさらに徹底をさせてまいりたいと思います。また、課税調査など可能な調査を徹底させて、厳正な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、瓦れきの問題についてお答えをしたいと思います。まず初めに、瓦れき処理の経緯からお話をさせていただきますが、去る7月11日、本市は「災害廃棄物の広域処理については、被災地からの新たな要請がない限り、受け入れの検討を当面見合わせる」ということを発表させていただきました。これは災害廃棄物の処理量によりまして、当初の要請量から大幅に減少したことによるものでございます。

ここに至る経緯としましては、6月29日、国から岩手県の災害廃棄物のうち、木くずや可燃物の処理については現在実施または調整している自治体での受け入れにより処理のめどが立ったとの通知がなされました。7月の9日、埼玉県から災害廃棄物の処理は県内セメント工場での処理が可能である。市町村への要請は当面見合わせるとの通知がございました。

本市は、国及び埼玉県からの受け入れ要請に基づきまして、4月以降、受け入れ基準の策定や最終処分場の問題など受け入れの検討を進めてまいりました。埼玉県も現時点では新たな要請はないとのことであり、本市も受け入れの検討を当面見合わせさせていただくということにしたものでございます。

続きまして、被災地支援策についてでございますが、今後の被災地支援であります。被災地復興のための職員の長期派遣、それから義援金箱の設置継続、市内居住避難者への相談業務の周知の徹底、また、昨年に引き続きまして、市内花火大会への希望者約200名を招待をさせていただく

など、そうしたイベントへの招待なども継続的にやってまいりたいと考えております。また、8月23日から25日の予定でボランティアバスを運行する予定となっています。

また、ご質問の市内への避難者数でございますが、全国避難者情報システムの登録状況から、7月17日現在で1,125名の方々が市内に避難をしているということでございます。今後の復興に伴いまして、新しい、具体的な支援策の要請が今後も入るのではないかと、あるいは入る可能性があるというふうに考えておりますので、その都度迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

関連質問

- 毎日新聞社 ありがとうございます。代表質問の説明に関して質問がある方は、質問をしてください。
- 埼玉新聞 埼玉新聞です。
生活保護の不正受給に関してですが、先日さいたま市と県警がその不正受給防止へ向けて連携強化するという話を話し合われましたけれども、具体的にどういうふうな手だてを考えられているのでしょうか。
- 市 長 そうですね、1つは、具体的には例えば先ほど暴力団についての事例などもございましたけれども、そういった情報交換をきちっとしていくとかですね、あるいはそういった不正受給の問題などに対応したときに、やはり警察と迅速に連絡をとり合っていくということが重要ではないかと考えておりまして、そういった情報交換あるいは連携といったことについて市と県がこれまで以上に強力にやらせていただきたいというようなお話をさせていただきまして、県警のほうもですね、そういったことについては協力を積極的にさせてもらいたいということでございました。
- 日本経済新聞 済みません、日経新聞です。
不正受給についてですね、今後悪質なものについては新基準を設けてというふうに先ほどおっしゃっていたかと思うんですけども、その新しい基準というのは、どのようなものをお考えなのか、もし今わかっていることがあれば教えていただけますでしょうか。
- 市 長 そうですね、現時点では具体的な基準についてはちょっと申し上げられ

ませんけれども、件数が昨年だけで354件ございました。これを全部354件を全部一くりにして告発するとかしないとかということではなくて、この23年度にそれが入っているかどうかというのは別にしまして、不正受給については悪質なものと、そうではないものなどがあると考えておりますので、そういったものをですね、ある程度基準を設けながらですね、対応していくということが必要ではないかと考えております。制度上、先に支給をしていくというような性格がありますので、多少その金額の差が出てきたというふうな手続上、そういったものもありますので、いずれにしても悪質であるのか悪質でないのかといった視点を大変重要な視点だとは思っておりますが、それらをどのように判断していくのかということについては今後具体的に検討していきたいと思っておりますし、また国のほうでも、そういった検討がなされているというふうな話も聞いておりますので、そういったことなども含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 産経新聞

済みません、産経新聞と申します。

済みません、先ほど一連の質問に絡んでなんですけれども、さいたま市は県警と連携していくということなんですけれども、実際に新聞報道でありましたとおり、平成20年に1件、暴力団組員が不正受給にかかわっていたケースがあって、詐欺罪で書類送検がされているというふうに市長の説明があったんですけれども、そのほかにも暴力団の組員が不正受給に絡んでいたケースはあるのかどうかということと、あと先ほど告発を含めた厳正な対応というふうに市長おっしゃっていらっしゃったと思うんですけれども、何か現時点で告発するのかどうか、例えばこれは悪質なケースだから、告発したほうがいいんじゃないかというふうに決まっているようなケースがあったらお教えてください。

あと、3点目なんですけれども、これは特に関西のほうで、東大阪のほうとかで市役所の職員さんの親族が生活保護費受給していたということが問題になって、和歌山市さんとかでは、もうその親族をその市役所の職員を対象に調査というのは7月から始めるというふうに決めているそうなんですけれども、さいたま市で市役所の親族に受給者がいるのかどうかということは調べない方針だというふうに保護課の方が明言しているんですけ

れども、これは市長の判断なのか、それとも現場の判断なのかということをお聞かせください。お願いします。

- 市長 まず、1点目の、これまでにそういった暴力団のかかわるケースがあったかということについては、所管課で。
- 事務局 保護課でございます。
 その20年度にですね、1件、これは市長がお話をしましたように、上申書を警察に提出しているケースがございましたが、一応それ以外のものでですね、今暴力団関係者がですね、不正受給に絡んだというのは確認しておりません。
- 産経新聞 不正受給に絡んだというのは確認していないというのは、どういう意味なんですか。
- 事務局 ご質問にあったように、暴力団関係者で不正受給であったものがあったのかというご質問です。それは、確認できていないというか、ないというふうに考えております。
- 産経新聞 不正受給はないけれども、受給はあるという意味ですか。
- 事務局 はい。それは、いろいろな理由があるものが多分あると思いますので、今確認をしている最中です。
- 産経新聞 厚生労働省の通知では、暴力団の組員さんから保護申請があった場合は、原則却下で、発覚した場合も打ち切ることを検討するようというふうに各自治体に通知を出しているんですけども。
- 事務局 当然その通知をもとに運用しております。ただ、例外もあるようでございますので、今調査中でございます。
- 産経新聞 調査中。
- 事務局 はい。
- 産経新聞 それは、何件にのぼるんですか。
- 事務局 今集計をしているところです。
- 産経新聞 場合によってはですね、不正受給をするならさいたま市みたいなことが言われかねない事案だと思うんですけども。
- 事務局 そういうことでは。暴力団については、国の通知のとおり厳正に対応しております。
- 産経新聞 受給しているケースもあるということなんですか。

- 事務局 ええ。ただ、前にちょっとお話をしたことがあるかもしれませんが、
も、国の通知ですね、すべてを排除しているわけではございませんので、
例えばどうしても要保護性がある場合などは例外的に一時的に保護になっ
ている場合もございますので、要はその点も含めてちょっと調査をしてお
りますので、後ほどご連絡させていただきたいと思います。
- 産経新聞 暴力団に資金源になるおそれがあるからということで通知出しているん
ですけれども、場合によっては本当に、言い方悪いかもしれないですけど
も、不正受給するならさいたま市ということは。
- 事務局 いえ、そういうことはございませんので、厳正に対応して……。
- 市 長 ちょっといいですか。私がお答え申し上げますと、これまでの方につい
ては、今お話ししたように調査中ですので、これは調べた上でお答えをさ
せていただきます。これが1点ですね。

それから、2点目は、そういったケースがないように先般警察と市との
協議会をやらせていただいたつもりがありまして、その疑いや可能性があ
る受給者に対して、それらの確認をしっかりと私たちもとらせていただき
ながら、そういった不正受給がないようにですね、暴力団の受給がないよ
うにしていこうという取り組みでありますので、そういったことについて
はご理解いただきたいと思います。
- 産経新聞 過去の事例については、後ほど調査をした上でお知らせを申し上げます。
- 市 長 じゃ、調査中ということで。
- 産経新聞 そうですね、はい。
- 市 長 何件あるかどうかということについては、ちょっとわからないですか。
- 市 長 それは、後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。
- 産経新聞 告発するようなケースは。
- 市 長 そうですね。現時点で告発するケースについては、昨年度のもきちっと
一件一件をより一層精査をするように今思料しているところでありますの
で、現時点ではちょっと何とも申し上げられませんが、基本的には
今そういった悪質なケースは現時点ではないのではないかと考えておりま
すが、もう一度再度調査をさせていただきたいと思います。
- 産経新聞 市役所の親族にという、調査するのかもしれないのかというのは。

- 市長 市役所の親族の調査の問題については、基本的にはこの生活保護の受給の際にですね、扶養調査を行わせいただいております。その親族に対して、その扶養支援を援助できるかどうかというようなことをしっかり調査をした上で、生活保護について決定をさせていただいておりますので、これは民間人も公務員もなく、それらは適正にやらせていただいておりますので、現時点で公務員だけでそれを対象にしてやる考えは今のところはありません。
- 産経新聞 今のところはないというのは、市長のご判断ということですね。
- 市長 はい。
- 産経新聞 もう少しその分けて調査する必要はないということの理由をもう一回わかりやすく説明していただきたいんですけど。
- 市長 通常その生活保護の決定をする際に、生活保護の扶養調査というものを、親族に対してですね、させていただいているわけでありまして、そのときには当然その公務員も民間人もなくですね、その対象者になる方への援助が可能な方にはやっていただくと、可能な範囲でやっていただくということをさせていただいておりますので、それは民間人であろうが公務員であろうが、やるべきことはやっていただくという方針で、その調査を行っていただいておりますので、あえて公務員だけ取り上げてということは考えていないということです。
- 産経新聞 ちなみに、実際に市役所に勤めていらっしゃる方の親族が受給しているケースがあるかどうかということは把握はされていらっしゃるということ。
- 事務局 ええ、把握していません。
- 産経新聞 それは、調査をしていないから、把握していないということなんですか。
- 事務局 保護課でございます。
公務員も民間人も普通に生活保護の制度にのっとった扶養義務調査というのをやっています。ですから、調査の中で勤務先等がですね、申し出があれば、それは調査されています。ただ、調査されて、調査はそれぞれしていますけども、それをまだ各10区でやった調査の段階で福祉事務所、私どもの保護課としては吸い上げていないという意味です。調査は、それぞれの福祉事務所は現場で通常公務員と公務員でないにかかわらず、通常

の扶養義務調査は行っています。

- 産経新聞 扶養義務の照会書を見せていただいたんですけども、あれは提出は任意ですよ。
- 事務局 そうですね。
- 産経新聞 だから、そのやろうと思えば、その身分、その市役所の方で親族がいるとかということ隠して受給することも可能と言えば可能。
- 事務局 隠して受給することは可能というか、基本的にはその内容でご記入いただくかいただかないかは、おっしゃったようにご本人の、強制権がありませんので、任意と言われれば任意ですね。
- 産経新聞 そこら辺がちょっと対応が甘いんじゃないかという考えもあるんですけども。
- 事務局 それはですね、さいたま市だけでなく、全国的に示された制度の枠組みを使ってやっておりますので、さいたま市だけが甘いということはございません。
- 産経新聞 その東大阪の事例を受けて、和歌山市さんとかでも調査するというところをして、実際にいろいろわかったというケースも各自治体で報告をされているんですけども、それでもなおしないということは何でなんですかねということですか。
- 事務局 つまり制度上それをやらなきゃいけない理由、必要性というのが特に明確になっていませんし、また国のほうからですね、そこを切り分けて、とりわけ公務員なり、その市の職員なりを調査をしてくださいというような通知や話もございません。
以上です。
- 産経新聞 国のほうからというのは、厚生労働省のほうから。
- 事務局 そうですね。
- 産経新聞 わかりました。
- 市長 ほかにいかがですか。

議題関連質問

- 埼玉新聞 報告事項に戻るんですけども、さいたま市道路網計画についてなんですけど、この中にボトルネック交差点の解消など市内で起きている慢性的な渋滞の解消という課題があると思うんですけども、この道路網計画によ

って、それがどの程度解消していくことを目標にされているのかという、わかりますでしょうか。

あと、ちょっと関連してですね、これ平成42年、あと18年後を目途とした計画ですけれども、実際どのくらいの費用の財源が必要かということを考えているのかということをお教えください。

○ 事務局

都市計画課です。

まず、混雑の関係につきましては、こちらの評価を実施した中で、ステップ3の中でネットワークパフォーマンスの検証というところで検証しております。今計画をしております164路線、392キロの道路網があった場合と、今回その25路線、約43キロを廃止した場合の道路網というのを比較して、その中でその大きく目立った渋滞がないということを確認した上で、今の道路網計画というふうにしております。ですから、どのくらいの渋滞だという数字ではなくて、全体を見て、大きな混雑が廃止することによって発生しないということの確認をしているということです。

○ 埼玉新聞

廃止によって新たなその渋滞が発生しないということなんですけれども、その廃止ではなくて、整備していくことでどのくらいその渋滞が緩和されるのかということは考えられていない、計算されてはいないんですか。

○ 事務局

2点目の質問にもなるんですけども、この目標年次の20年後というのが、20年後にすべての道路を整備しますということではなくて、都市計画というのが一般的に20年後の将来を見据えて計画をつくっていくというものになっておまして、こちらにございます都市づくりの基本戦略の将来都市構造、これについても20年後の将来を見据えて、こういうまちづくりに向けて進めていきたいと思います。このまちづくりにおいて進めていきたいと思いますというものを実現するために、この道路網計画というものを今回案を策定させていただいて、これについて今回ご意見をいただくということなんですけれども、その20年後にすべてができ上がるわけじゃなく、またこの先、人口減少というのが発生してきますので、そういったもので車の台数がこの先どうなっていくのかというのを、年度によっては、この道路網がすべて完成した年度が、その人口がどうなっているのかということまで見込めない部分もございますので、今回は今ある道路網がすべて整備された場合と廃止、一部分廃止した場合の道路網を比較してネットワ

ークの交通量の検証を行ったということにしております。よろしいですか。

○ 東京新聞

東京新聞です。

今の道路網のなんですが、例えば地下鉄7号線を引いたりするのかどうか分かりませんが、そうするとまたちょっと変わってきたりとかするのかなと思うんですが、全体的なネットワークとして。そういうのは、また臨機応変に考えていかれるのか。

○ 市長

そうですね。そういう意味もあって、都市マスタープランを5年ごとに見直しをするわけですけど、その際にその道路網のほうも少しそういったものを一緒に見直しをしていこう。要するに、先ほどもありましたけど、40年前に計画したものをそのままずっと引きずっていくのではなくて、そのやはりこれから人口がどうなっていくかというのは、非常に重要な課題で、さいたま市の場合は本当はそろそろ頭打ちで、数年後にはもう減少というふうに前の人口の推計などで出ていましたけど、まだ上ぶれをしていて、もう少し伸びそうな部分もあったりもしますので、そういったことも踏まえながらですね、この道路網計画というものを都市マスタープランの見直しとあわせて見直してスクリーニングをかけていこうということでご理解をいただきたいと思います。

○ 東京新聞

あと、もう一点、1年で6路線ずつぐらい地元の説明会をというお話があったと思うんですけども、それ廃止するところに関してなんですよ。

○ 市長

そうですね。

○ 東京新聞

これは、どういう方向性なんですか。例えばここ道路が引かれると思って土地買ったのにどうしてくれるみたいな、そういう系統の説明なんですか。

○ 市長

一応こういう方向で廃止をしていきますというご説明とともに、道路計画道路をつくって計画決定をするに当たっては、いろいろその用地の買収であったり、いろんな方々がいろんなプロセスを経て決定をしておりますので、これ無くなったからからやめますよというだけでは、なかなかですね、ご理解をしていただけない部分もあるということで、そこはきちっと丁寧にご説明をしながらご理解をしていただこうということで、ご理解をいただいた路線から随時廃止をしていくという、そういうスタンスでやっていこうということで見直して、これまでのやはり都市計画決定をするに

は多くの人たちの労力が込められて、またご理解をいただいて、いろんなプロセスがございますので、そのプロセスについては丁寧に私たちとしても対応しながら進めていこうと、こういうことです。

○ 東京新聞 ちょっと具体的な路線のところ、ちょっとどういうところがあるのかピンとこないんですが、その40年間ほっぽり放しだったりとかするところがあるわけですね。そういうところでも地元はまだ期待があったとかしているんでしょうか。

○ 市 長 もちろんそういう路線もあります。というのは、要するに自分の土地を、それが通るといことで市に売却をしておりますから、当然その場所から別の場所に移り住んだりというようなこともございますし、いろんな経過がこれまでございますので、そこは、急に要らなくなりましたからやめますという形だけでは、ちょっとなかなかご理解いただけないだろうということから、きちんと説明をして理解をしてもらいながら、自分がそういうふうにしたとか売らないとかということだけじゃなくて、やっぱり地元にとっては道路というのは非常に期待感が大きかったりですね、あるいはいろんな影響がある問題でありますので、そこら辺については丁寧にという、そういうことでそのプロセスをとらせていただこうということなんです。

○ 東京新聞 場合によっては、経済的な補償とかの可能性も出てくるということですか。

○ 市 長 全国で幾つか訴訟の事例もあるというふうには聞いていますが、都市計画道路の廃止に伴う従前の建築制限についての補償は問われないものと考えられていると聞いております。いずれにしても、長期間にわたって私権を制限してきたことについては、見直しのモデルケースとした路線では、特に意見はございませんでしたけれども、廃止候補路線では今度固定資産税、都市計画税に対する減免が、今度は逆に言うとなくなって、増えるというような状況も生まれてきますので、税額がもとに戻って高くなるということについての説明はしていかなければいけないということもありますので、メリットとデメリットみたいなものと両方あわせて丁寧に説明をしながら進めていこうということでございます。

○日本経済新聞 済みません。道路計画なんですけれども、抜本的な見直しの考え方というところで、道路の計画整備を時間管理しますというふうにあると思うん

ですけれども、例えばその具体的な路線について、ここがいつごろまでにできるというようなスケジュールを持って、公表するというような考え方なのかなと思うんですけれども、それぞれの道路のそういう具体的な時期というのは、いつぐらいになったらそういう計画が出てくるものなんでしょうか。

○ 事務局 都市計画課です。こちらの図面のこの青い路線のところについてですけれども、今回道路網計画を決めさせていただいた後にですね、この青い路線、類型 というんですけれども、こちらの存続候補路線についてはそれぞれの路線について、どのようにして残していったら、どのようにして整備をしていったらいいのかというのを1路線ごとに検討していくことにしております。その中で、例えば今幅員が15メートルあって、都市計画が16メートルであると、これを16メートルでつくらなきゃいけないのか、今ある15メートルで道路として完成したということにできるのかというようなことも含めまして、1路線ごとに検討していきますので、時期については今後そのプログラムというのをつくる中で検討させていただきたいというふうに考えています。

○日本経済新聞 何か早ければいつぐらいにもみたいなのあたりするものなんですか。

○ 事務局 まずは、類型 という部分につきましては、これ紫色で塗られている部分については、今あるさいたま市道路整備計画というものに位置づけられているものなので、これは既に着手しているものとか、平成30年までに整備するものというものがありますので、その計画にのっとりまして粛々と進めさせていただいております。青い路線については、道路網計画をつくった後、今年度後半からその検討のほうを進めさせていただくという形で考えています。

○日本経済新聞 わかりました。ありがとうございます。

○ 市 長 ほかに。

○ 埼玉新聞 関連してなんですけど、先ほどの話で廃止候補路線ですね、買収もされているということなんですけど、その買収された土地、用地はどうされるのか。実際どのくらい、その用地というのは面積的にあるのかというのを教えていただけますか。

○ 事務局 この廃止候補路線の中に、既に買収をしたり、開発等を出していただい

た土地とかといろいろあるんですけども、1路線ごとにその数字が違いますので、資料はあるんですけど、それを集計したものというのは今手持ちにはございませんが、集計することは可能です。

この用地につきましては、廃止の手続が終わった後ですね、道路の所管課のほうで整理をしていくというふうに聞いておりますので、そのまま何かに使うのか、公園とかにするのかとか、払い下げるのかというのは、道路所管課のほうで検討していくことになると思います。

○ 市長 ほかにはありますか。

その他

全国知事会の特別自治市への見解について

○ 埼玉新聞 ちょっと全く違う話題なんですけれども、大都市制度の見直しに関してなんですが、少し前になりますけれども、全国知事会が特別自治市構想に関して否定的な見解を示されました。さいたま市は、横浜などとともに特別自治市を求めていますけれども、それに対してどう思われるのかと、全国知事会でですね、副会長を務められている上田知事もですね、大阪市長が掲げる大阪都構想については制度化容認なんですけど、特別自治市については、県の中に県をつくる話だということで批判されているんですけれども、それについてどう思われますでしょうか。

○ 市長 今後ですね、明日また政令指定都市市長会ございますけれども、そういったところなどで含めてですね、知事会としての考え方を聞いているところでもありますから、そういったことも含めて今後特別自治市についてですね、県ともいろいろ議論をしていく必要があると思っておりますし、さらに精査というんでしょうかね、していく必要があるとは思っています。

○ 埼玉新聞 済みません、上田知事の県の中に県をつくるという批判に関してはどう思われますか。

○ 市長 県と同じ権限をその地域内に持たせていただくということですから、そういうことですよね。

○ 埼玉新聞 実際そういう県の中に県ができるというふうな指摘も当たっているということですか。

○ 市長 ただ、もう一つ申し上げるとすると、今までの、いわゆる都道府県とか政令市が持っている権限だとか財源ということだけではなくて、国からさ

らに、もっと権限を移譲していただくということがもちろん前提にあって、その中で、要するに県と同じ権限、財源といったものを移譲していただくという制度が特別自治市という制度になりますので。

- 埼玉新聞 相当ですね、工夫しないとですね、県の中に県ができることになるとですね、それこそ二重行政、二重サービスが発生しやすい仕組みになる可能性があると思うんですよ。それについては、どう解消していくんでしょう。
- 市長 それは、都市ごとにとというか、地域ごとに多分違いがあると思うんですけども、いずれにしてもそういった部分をいろいろ今後議論をしていく必要はあると思いますね。

議題関連質問

- 読売新聞 読売新聞といいます。ちょっと前に出た質問の関連で2点、まず道路についてなんですが、先ほど渋滞緩和についての話出たと思うんですけど、今回のこの道路網計画に関しては、市内の、よく話題に上る渋滞を緩和するという点に関しては、そういう効果は特にないと思っていいんでしょうか。
- 市長 効果はないということではないですけども、将来の都市像というものを意識した形でやっていますので、その部分については当然、今回はどちらかというと都市計画決定をされたもので、今後人口減少があるということが前提になったときに、過剰な投資というかですね、道路をつくる必要性というものをもう一回見直しをしましょうという視点でやっている部分があると思いますね。それが一つと、それからもう一つは、将来の都市の都市像というんでしょうかね、そういったものを意識をしながら、そのエリアについてはやはり充実をさせていこうという視点になると思いますので、それによって渋滞が解消されないということではないと思っておりますけども、どちらかというとこれから迎える少子高齢社会というか、人口減少ということも踏まえた中で、これまで右肩上がり、40年前でございまして、右肩上がりに人口がふえていくということが前提につくられてきた都市計画道路のあり方をもう一回見直しをしようというのがメインの考え方であるということは確かでございます。

幹事社質問関連質問

- 読売新聞 あと、生活保護に関してなんですけども、暴力団の受給に関しての調査

中だという話で、後ほどということだったんですけど、いつごろですか。

- 事務局 ちょっと戻って確認しますが、恐らく今週中か来週早々ぐらいには、過去の暴力団受給ケースがあったかどうかということは、各10区に調査をかけた上で集計できて、あるとすればどんなやむを得ない理由があったのかということ、データがそろうと思います。
- 読売新聞 今調べているものは、過去の受給ケースなのか、現在も受給しているケースなのか、どちらですか。
- 事務局 過去のケースになります。現在はですね、既にデータはありますので、それはもうお話をしてあったと思います。今やっているのは、過去のものがございます。
- 読売新聞 現在は無いということでもいいですか。
- 事務局 現在はですね、たしか南区でですね、暴力団関係者だと確認がとれたものは1件ございますが、いろいろな細かい経緯がございまして、やむを得ない理由があったと思います。
- 読売新聞 ごめんなさい、ちょっと私が知らないだけかもしれないですけど、その南区で1件あるというのは、これはもう周知の話ですか。
- 事務局 周知というか、済みません、私もどちらの新聞社の方の取材にそれを答えていたかちょっと細かく覚えていないもんですから、ただ当時は2件だったんですけども、もう既に1件は暴力団ではないということで確認できていますので、23年の3月末現在では1件になっていたということです。
- 読売新聞 先ほどからちょっとご回答を聞いていると、幾つか確認されていて、暴力団の受給ケースが幾つか確認されていて、個別の事情を今調べているというようにしか聞こえないんですけど、複数確認されているということでもいいんですかね。
- 事務局 その件数も含めて今ちょっと確認調査中で、最終的には集計をこれからするという事です。
- 読売新聞 だから、あるということでもいいんですね。
- 事務局 そうですね、件数はあったと思います。ただ、それぞれの理由がありますので、それを今現在調査をしているということです。
- 毎日新聞 毎日新聞です。その件に関連して、たしか先々週の末に調査されているという話を私も伺いまして、その際に、今週か来週にはまとまるというふ

うなお話を伺ったんで、もう今週がそれに当たるのかなという感じがするんですけど。

- 事務局 申しわけありません。今週末か来週早々には。
- 毎日新聞 ちょっとそこら辺ははっきりさせていただけるとありがたいです。
代表質問の説明以外に、ほかに質問ある方がいらっしゃればお願いいたします。

その他

いじめによる自殺について

- 産経新聞 済みません。産経新聞なんですけれども、清水市長は市長でいらっしゃるんで、教育行政に口出しする権利はないと言われるかもしれないんですけども、今現在盛んの報道されているように、大津の中2の自殺の件で、実際市長もお子さんを持っていらっしゃる立場として、受けとめというか、ああいう報道をされての受けとめ、ご感想をいただきたいのと、あとこれもちょっと教育行政のことになるので、市長に尋ねるのは本当不適切なんですけれども、市長は絆ということをキーワードにですね、子育て政策とか、そういったものに非常に力を入れてきていらっしゃるかと思うんですけども、さいたま市としていじめに対する取り組み、今後どうされていくかということの思いをお聞かせいただくと非常にありがたいんですけども、お願いします。
- 市長 まず、大津のいじめの問題についてはですね、私も全容が十分理解をしているわけではありませんけれども、私自身も学校にいろいろ訪問させていただいたり、自分自身も中学校2年生と小学校5年生の息子がおりますけども、やはり子供の命というのは大変大切なものでありますから、その中で今回のいじめというのはですね、やっぱり命の尊厳をですね、踏みこむような行為で、大変いけない行為であるというふうに考えておりました、とは言ってもこの人間社会の中で、いじめというものが起こり得る可能性はいつもあるというふうに思っています。そして、その中でそのいじめをどのようにしっかりと発見をして、それに対して取り組んでいくのか、ここをですね、私たちとしてはしっかりやらなくてはいけないというふうに思っておりますので、現在さいたま市の教育委員会でもですね、今年の5月にいじめ防止月間という形で、こういった事件が起こる前からですね、

そういった問題にも取り組ませていただいて、やらせていただいたり、あとアンケートなどを子供たちに年に1回か2回ですね、とらせていただいて、これは通常そういったものがあるかないかということだけではなくて、子供の心理状況などもですね、把握できるような、専門家の方々にも入っていただいた形でつくらせていただいたアンケートでありますけども、そういったものをやりながら、適時、的確にそういった状況を把握をしていこうと、そしてそれに対して迅速に、そして一人だけではなくて、やっぱりチームでそういったいじめに向き合って対応していく、これはいじめられる側もいじめる側もですね、子供たちにしっかりと対応していかなくはいけないというふうに思っております、それらを今教育委員会の中でやってくれているというふうに認識をしています。ただ、とにかく今回の非常に悲しいケースですね、本当にいじめという言葉よりは、本当にもう犯罪に近い行為だろうと私は感じますけれども、そういったものに対してはやっぱりきちりですね、大人が責任持って取り組んでいかなければいけないと、このように思っています。

また、子供たちにはできるだけやっぱりそういうのを見たり、あるいはいじめって個人の感情もございますから、いじめられた子の気持ちをやっぱりベースに考えていかざるを得ないのだろうと思いますね。ですから、そういったものをやはり教育現場でなるべく早く発見をして、そして対応していくと、そういう体制をさいたま市としても現在も、細かいことはまた後ほど所管課が話をさせていただきますけれども、やっているつもりであります。もちろんそれで、現時点で問題が全くないとは言えないと思っておりますけども、ただそういったものが起こった場合には、少しでも発見ができた場合には、とにかく複数の職員がきちっとチームを組んで対応していく、これだけはしっかりやっていただくように、私からも教育委員会には再三お話をさせていただいているところです。これからも、さいたま市もそういう取り組みをしていきたいと考えています。

本庁舎の検討審議会について

○テレビ埼玉

テレビ埼玉ですけれども、庁舎の検討委員会なんですけれども、具体的なスケジュールですとか、委員の選定等というのは進んでいる、あるいは決まったのでしょうか。

- 市 長 今ちょっと準備をまだ進めている段階で、現時点で具体的にいつとかです、ね、こういうメンバーに決まったというようなことをお知らせする、まだ段階にはないというふうに考えております。ただ、いずれにしましても年に数回やろうと、今年度についても3回ぐらいはですね、やりたいという思いもありますので、できるだけ早目にやっていきたいというふうに考えておりますが、もう少しお時間ください。

企業誘致の考えについて

- 日刊工業新聞 日刊工業新聞です。企業誘致のことでちょっとお伺いしたいんですけども、今埼玉県に、圏央道の絡みもあって物流拠点移したりとか、本社を移したりという動きがあったり、あとちょっと北関東のほうで工業団地を造成したりとかという計画を立てているところがあったりするんですけども、例えばさいたま市は都市部なので、ちょっと違って来るんですけども、本社を移そうとか、そういうことが引き合いで増えているとか、そういった企業誘致の今の進捗状況と、あと今後の企業誘致戦略の見直しとかも含めて、どういうふうに進めていくかというのを教えてください。市長のお考えで大丈夫です。

- 市 長 今ですね、産業展開推進本部という全庁的な組織をつくって、経済局だけではなくてですね、誘致をする際にはですね、やはり移転ができる場所の問題などもありますから、そういったことも含めて議論はさせていただいています。その中のやっぱり中心的な部分について言うと、現在医療ものづくり都市構想ということで、医療とか福祉の分野に進出をしようとしている企業を応援をしようということで、現在はさいたま市内に立地をしている企業に対して埼玉大学とか芝浦工大などと組みながら、そういった支援などを行わせていただいておりますけども、そういった企業の誘致だとかですね、あとは東日本の、これから玄関口という役割がさいたま市はあると思っておりますので、東日本の営業拠点とする機能を誘致をしようとかですね、さらには研究開発拠点ですね、そういった企業を誘致をしようということで、今チームを組んでですね、その意向調査なども含めてやらせていただいて、圏央道とかとちょっと違うのは、1社で大きな建物を建てていただくというのは、なかなかさいたま市の場合にはたくさん土地があるわけではないというようなこともありますので、そういったケ

ースにも対応できるように幾つかそういったエリアを組んで、そういったところに誘致ができるような環境を整えていこうというような検討も進めているというところです。

○日刊工業新聞　市長のトップセールスをされたりとかもしてるんでしょうか。こういう機運があるので。

○市　長　そうですね。特にやっぱり本社の移転等については、やっぱり積極的にやっていきたいと思っておりますので、そういう可能性があるというふうな話を聞いた企業などについてはですね、私たちが積極的にアプローチをさせていただいております。

小沢新党・民主党の離党者の現況について

○時事通信　済みません、時事通信です。ちょっと前の話になってしまうんですが、小沢元民主党代表が離党して新しい政党をつくられて、埼玉県選出の議員の方も入られて、またもう一人埼玉県選出の議員が民主党を離党されました。まず、小沢さんの新政党に対してどういう思いを抱かれるというか、期待があるのかないかとか、そういった面も含めてご意見をお伺いしたいのと、与党としてですね、民主党がここまで離党者を出してしまっている現状についてどのようにお考えでしょうか。

○市　長　まず、その期待感のことについて申し上げますと、確かに増税をしないとかですね、あと脱原発という2つの大きな旗印を掲げておられますけど、やはりそのキャッチフレーズだけではなくて、具体的にどういう政策を行っていくというようなことも含めて、やはりきちっと提示をしていただくことが必要じゃないかと思っています。現時点では、やはり余り多くの国民が、小沢さんの新党についてはですね、期待感が十分でないというふうに思っておりますし、私自身も同じような印象を持っています。それは、多分具体的な取り組み、賛成、反対ということだけでですね、具体的な取り組みについてまだご提示がないからというようなことだろうと思うのですけれども。

それから、民主党のこの状況ですね、これは本来やはり政権を担当している政党ですから、やはりそこに所属をされている議員さんも含めて、やはりしっかりとした責任感を持つとともにですね、政権運営をしていくというのが役割だと思っておりますけれども、そうした中で離党するという行

為は、やはりその責任を一部放棄をするということにもつながってくるんではないかと思っておりますので、これについては極めて残念な気がします。

- 毎日新聞 ほかに質問ないようでしたら、きょうの質問はこれで終了させていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

- 進 行 以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。
なお、次回の開催につきましては8月の9日木曜日、13時30分からを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。お疲れさまでした

午後2時36分閉会

この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後訂正された文言等については「会見後訂正」とし、下線を付しています。